

## 那須塩原市プレミアム商品券発行事業要項(取扱事業所用)

### 1. 目的

本事業は、当地域商工業者の厳しい経営環境を鑑み、地域経済活性化の一環として那須塩原市の協力によりプレミアム商品券発行事業を実施します。また、那須塩原市民の生活支援、商工業者の事業意欲向上や経営安定化対策を重視し、低迷する消費の喚起により地元購買率の向上を図ることにより地域経済の活性化を目的とします。

### 2. 事業内容

- ①発行総額5億5千万円分の商品券(プレミアム10%付き)を、18才以上の那須塩原市民並びに那須塩原市内事業所の勤務者に販売します。
- ②商品券の取扱は、那須塩原市に事業所を置く事業者で、商品券の取扱を希望する事業所とします。

### 3. 商品券の名称・発行方式・利用期間

- ①名称は『那須塩原市プレミアム商品券』とします。
- ②商品券の1枚の額面は1,000円とし、1冊(11枚綴り:額面11,000円)単位(販売金額10,000円)で販売します。また、一人あたり販売限度は、5冊(額面55,000円:販売額50,000円)とします。
- ③1冊11枚綴りとなっており、全ての取扱事業所で使用ができます。
- ④利用期間は平成28年10月30日(日)から平成29年1月31日(火)までとなります。
- ⑤利用期間終了後(平成29年2月1日以降)は、お客様は一切商品券を使用することはできません。

### 4. 商品券の取扱方法

- ①取扱店は、消費者が商品券により商品を購入、またはサービスの提供を受けようとする場合には、現金同様に取扱うものとします。現金との引換や釣銭の支払いは行わないものとします。また、換金性の高い商品(たばこ・各種商品券・プリペイドカード・切手・印紙等)や公共料金(電気料・水道料・電話料(携帯電話を含む)・市指定ゴミ袋等)・税金(市・県・国税)等の支払については出来ません。
- ②消費者からの換金手数料等は一切徴収は出来ません。
- ③商品券の換金は口座振込とします。
- ④換金申請は、月2回(15日・30日)の午前9時から午後4時までとなります。但し、換金申請日が休業日(土日・祝祭日)の場合は翌営業日、12月は15日と26日とし最終の換金日については2月15日となります。取扱事業所が、回収した商品券を換金する場合には、回収商品券裏面に取扱事業所印(ゴム印等)を押印の上、『商品券換金申込書』に必要事項を記入し、所定(各商工会・支所)の換金窓口を持参して換金するものとします。
- ⑤商品券の枚数、裏面の取扱印の確認を行った後に、指定された口座に5営業日以内に振り込むものとします。
- ⑥取扱店換金手数料については、下記の区分となります。
  - 1)会員事業所は1%とします。
  - 2)会員事業所で那須塩原市内に本店等がない大型店(売場面積1,000㎡以上)は2%とします。
  - 3)非会員事業所は5%とします。
- ⑦口座振込手数料については、下記の区分となります。
  - 1)会員事業所は無料とします。振込先は、原則として那須塩原市内(ゆうちょ銀行は除く)に本支店がある金融機関に限ります。また、1換金期間中に複数の持込があった場合につきましては、2回目以降実費負担となります。
  - 2)ネットバンク(セブン銀行等)への振込については、会員非会員を問わず振込手数料を徴収します。
  - 3)非会員事業所は、金融機関所定の振込手数料を徴収します。

(裏面に続く)

⑧商品券の換金期限は、平成29年2月15日(水)までとします。

最終換金日(平成29年2月15日)を過ぎますと換金が出来なくなりますので、お忘れなく期限内に換金手続きを行って下さい。

## 5. 取扱店加盟資格

那須塩原市内に事業所がある事業者とします。(娯楽業・パチンコ・ゲームセンター・雀荘等や風営法に関する業種・公序良俗に反する業種を除く)

## 6. 加盟料

①会員事業所は、無料とします。但し、のぼり等1事業所2枚以上を希望する場合は実費を負担頂きます。

②会員以外の取扱事業所は30,000円とします。

## 7. 販売方法

①販売開始は、平成28年10月30日(日)からとし、当日、完売しなかった場合には完売までの平日(売上金保管管理・安全上のため)のみ販売するものとします。但し、発売初日に限り、販売時間を午前10時から午後3時とする。それ以降の販売時間は午前9時30分から午後4時30分までとします。

②販売場所は、那須塩原市商工会本所、塩原支所並びに西那須野商工会館窓口で販売します。但し、販売初日に限りくろいそ運動場体育館、三島体育センター、市塩原支所の3カ所とします。

③現金のみの販売とします。(カード等の販売は行いません。)

④先着順とし、完売次第終了とします。

⑤予約販売は行いません。

⑥販売した商品券の返品は不可とします。

⑦多重購入を防止するため購入時、身分証明書(運転免許証・パスポート・健康保険証等)を提示いただきます。

## 8. 取扱事業所の注意事項

①取扱事業所は、消費者から回収した商品券を換金以外の用途(他店での買い物等)に使用できません。

②取扱事業所は、商品券を他の取扱店へ営業上の債務支払い(買掛金・未払金等の決済)に使用できません。

③販売開始チラシに取扱事業所名が掲載されますが、掲載される取扱事業者名は、9月20日(火)までの申込事業所となりますのでご注意下さい。

販売期間 平成28年10月30日(日)～ 完売次第終了

利用期間 平成28年10月30日(日)～平成29年1月31日(火)

換金期間 平成28年11月15日(火)～平成29年2月15日(水)

但し、換金申請は月2回(15日、30日)とし、土日祝日の場合は翌営業日となります。なお、最終換金日は平成29年2月15日となります。

お問合せ先

那須塩原市商工会本所 TEL0287 (62) 0373

〃 塩原支所 TEL0287 (32) 3767

西那須野商工会 TEL0287 (36) 0697